

公募型プロポーザルの実施に関する公表

公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

令和6年 4月26日

鴻巣市長 並木 正年

1 業務概要

(1) 業務名 鴻巣市公共施設予約システム構築業務

(2) 業務内容

鴻巣市では、市内公共施設（スポーツ施設・公民館・生涯学習センター・コミュニティセンターなど）の利便性向上と業務効率化を図るため、インターネットから施設の予約状況確認や利用予約申込、利用料金・使用料の収納管理、施設利用状況の集計、各種帳票の発行等ができる公共施設予約システムを利用している。

しかしながら、システム利用者登録や料金支払等の手続きを施設窓口で行う必要があるため、施設利用者の負担になっているほか、窓口での精算業務や利用許可書等の帳票発行業務が、施設管理業務の負担となっている。

本システム構築業務では、上記の課題を解決するため、次の各号を満たし、さらなる施設の利便性向上と、管理業務の効率化を実現できる公共施設予約システムを構築する。

- ① システム利用者が容易に施設の空き状況確認や利用予約、料金支払ができるなど、利用者の利便性を考慮したシステムであること。
- ② 多様な利用環境及び利用者に適応した、誰にでも扱いやすいシステムであること。
- ③ 鴻巣市セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティに配慮した安全なシステムを構築すること。
- ④ 施設職員や管理者による予約状況確認や利用料金等の管理、施設利用状況の集計、申請書帳票等の出力など、施設管理業務に係る一切の手続きを誰でも容易にできるよう設計され、施設の利便性及び業務の効率化に寄与できるシステムであること。
- ⑤ システム利用者登録申請や利用料金支払等、施設利用に関する手続きをオンラインで行うことができるシステムであること。
- ⑥ 学校施設開放事業への展開や、キーレスによる施設管理など、他業務への展開や今後の施設管理方法の変化に柔軟に対応できる機能拡張性を有するシステムであること。

(3) 履行期間

システム構築業務：契約締結日から令和7年3月31日まで

システム利用期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 提案上限額

36,665,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

【内訳】

ア システム構築費用 12,905,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

イ システム利用料金 23,760,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※システム利用料金は60カ月総額

なお、この金額は契約の予定価格を示すものではないが、提案価格は上記提案上限額を超えてはならない。

2 資格要件、選定基準、評価基準及び失格基準

(1) 本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 公表日以後に鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けている期間がないこと。
- ⑤ 契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 租税を完納していること。
- ⑦ 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- ⑧ I SMS 認証（ISO/IEC 27001）及びプライバシーマークを取得していること。
- ⑨ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のア～キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 提案者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等

(3) 提案書の評価基準

指標		評価項目
提案内容 評価	提案評価 (企画提案書・ プレゼンテー ション)	導入実績
		公共施設予約システム構築業務に関する考え方
		公共施設予約システムの操作性
		オンライン決済について
		追加提案
		システム構築・導入支援
		運用サポート
		システムの拡張性
		プロジェクト体制・管理方法
		セキュリティ
		S L A
	データ移行	
機能評価 (機能要件書)	機能要件書に基づく評価	
価格	提案価格	

(4) 提案書の内容が実施説明書に適合しない等による失格基準

- ① 募集要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案

- ② 参加者の記名及び押印を欠く場合
- ③ 全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- ④ 2通以上の提案を行った場合
- ⑤ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、鴻巣市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

3 手続き等

- (1) 担当課 鴻巣市教育部スポーツ課施設管理担当
電話番号：048-541-1321（内線3385）
メール：sports@city.kounosu.saitama.jp

(2) 募集要領の配布期間、場所及び方法

- ① 配布期間 令和6年4月26日（金）から令和6年5月10日（金）まで
- ② 配布場所 鴻巣市教育部スポーツ課窓口及び鴻巣市ホームページ

(3) 参加申込書の受付期間並びに提出場所及び方法

- ① 受付期間 令和6年4月26日（金）から令和6年5月10日（金）17時まで
- ② 提出場所 鴻巣市教育部スポーツ課窓口
- ③ 提出方法 持参すること

(4) 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書に記載された貴社担当者に対し、令和6年5月13日（月）に審査結果を通知する。

下記の(5)以降の手続きについては、審査の結果、本市が提案者として認めた者のみが参加できるものとする。

(5) 質疑及び回答の受付期間及び方法

- ① 受付期間 令和6年5月13日（月）から令和6年5月29日（水）17時まで
- ② 受付方法 メールにより質問書（別紙4）を本市に提出すること。
（メールアドレス：sports@city.kounosu.saitama.jp）
- ③ 回答日 令和6年6月3日（月）
- ④ 回答方法 提出された質問書については、貴社担当者に対し、本市で回答書（別紙5）を作成しメールにより回答するとともに、鴻巣市ホームページにて公表する。なお、質問者名は公表しない。

(6) 提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

- ① 提出期間 令和6年5月13日（月）から令和6年6月11日（火）17時まで
- ② 提出場所 鴻巣市教育部スポーツ課施設管理担当
- ③ 提出方法 持参すること

(7) プレゼンテーション及びデモンストレーション

- ① 日時 令和6年6月25日（火）
※提案者多数の場合は翌日26日（水）にも実施する

② 場 所 鴻巣市役所本庁舎 302 会議室

※詳細な時間は、後日、別途通知する。

③ 実施時間

1 事業者の実施時間は、70分(プレゼンテーション30分、デモンストレーション20分、質疑応答20分)とする。なお、準備・撤収はこの時間には含まれない。

④ デモンストレーション

デモンストレーションは以下に記載されている項目の操作説明を含めること。

A) 施設利用者機能

- I. システムへのログイン
- II. 利用者登録（個人利用登録または団体利用登録）
- III. 抽選申込
- IV. 施設検索
- V. 空き枠情報参照
- VI. 予約申込
- VII. 施設利用料金参照・オンライン決済

B) 施設管理者機能

- I. 利用者登録（個人利用登録または団体利用登録）
- II. 利用者情報参照
- III. 空き枠情報参照
- IV. 予約申込
- V. 施設利用料金参照・支払
- VI. 利用予約キャンセル処理

⑤ 参加者

1 事業者につき5名以内とする。なお、出席者には、優先交渉事業者として選定された際に、本業務のプロジェクト責任者及び担当SEとなる者も含まれること。

⑥ 留意事項

- A) プレゼンテーション及びデモンストレーションで使用するパソコンは、参加者が用意すること。なお、大型モニター（標準HDMI端子でパソコンと接続して使用可能）は本市で用意する。デモンストレーションの内容は録画する場合がある。
- B) 質疑応答の内容は提案者が記録し議事録を作成すること。優先交渉事業者は、作成した議事録を契約書に添付すること。

(8) 契約について

- ① 本市にて最終的に選考された優先交渉事業者においては、全ての提案内容とシステム機能の確認を行い、本市の承認を得ることとする。このとき、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案事業者と機能の再確認を行うこととする。
- ② 本市の承認後、本市と優先交渉事業者は、速やかに契約（システム構築及びシステム利用に関するもの）の協議を行い、契約を締結することとする。
- ③ 契約金額は、優先交渉事業者から提出された費用見積書の額を超えないこととする。また、この契約締結に向けた協議の中で契約を辞退した場合は、システム稼働開始に間に合わない等のリスクが発生するため、辞退に対するペナルティ及び損害に応じた

補償が発生することになるため注意すること。

なお、その場合は次点の事業者を優先交渉事業者として、契約に向けた手続きを行う。

- ④ 契約締結時には、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

(9) 選定結果の通知について

- ① 選定結果については、優先交渉事業者が決定次第書面で通知する。
- ② 不採用の通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、市長に対して不採用となった理由についての説明を求めることができる。

(10) その他

- ① 企画提案に要する費用は参加者の負担とすること。
- ② 優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。